

指 導 監 査 基 準 （ 指 定 障 害 児 相 談 支 援 ）

○根拠法令

「児童福祉法」＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児童福祉法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

「厚労令29」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

「平24厚労告126」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

「障発0330第23通知」＝児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第1 基本方針	1 指定障害児相談支援の事業は、障がい児又は障がい児の保護者（以下「障がい児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児等の立場に立って行われているか。	児童福祉法第24条の31 (1)厚労令29第2条第1項	B又はC
	2 指定障害児相談支援の事業は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	(1)厚労令29第2条第2項	C
	3 指定障害児相談支援の事業は、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	(1)厚労令29第2条第3項	B又はC
	4 指定障害児相談支援の事業は、当該障がい児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。	(1)厚労令29第2条第4項	C
	5 指定障害児相談支援事業者は、区市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	(1)厚労令29第2条第5項	C
	6 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。	(1)厚労令29第2条第6項	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	7 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	(1) 厚労令29第2条第7項	C
	8 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。	(1) 厚労令29第2条第8項 児童福祉法第24条の31第1項	B又はC
第2 人員に関する基準			
1 従業者	1 指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに専ら指定障害児相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず1人以上置いているか。 ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 なお、相談支援員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数が35又はその端数を増やすごとに1とする	(1) 厚労令29第3条 (2) 障発0330第23通知第二の1(1)	C
2 管理者	1 指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	(1) 厚労令29第4条	C
第3 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	1 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 2 利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、下記を記載した書面を交付しているか。 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容 ウ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項	(1) 厚労令29第5条第1項 (1) 厚労令29第5条第2項 (2) 社会福祉法第77条第1項 (3) 社会福祉法施行規則第16条第2項 (4) 障発0330第23通知第二の2(1)	B又はC C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
2 契約内容の報告等	エ 指定障害児相談支援の提供開始年月日		
	オ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口		
	<p>なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。</p>		
	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p>	<p>(1) 厚労令29第6条第1項</p> <p>(2) 厚労令29第6条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p>
3 提供拒否の禁止	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障がいの程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは、下記等をいう</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者に係る障がい児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合</p> <p>④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合</p>	<p>(1) 厚労令29第7条</p> <p>(2) 障発0330第23通知第二の2(3)</p>	<p>C</p>
4 サービス提供困難時の対応	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>(1) 厚労令29第8条</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
5 受給資格の確認	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省令で定める（モニタリング）期間、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する厚生労働省令で定める（モニタリング）期間、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。	(1) 厚労令29第9条	C
6 通所給付決定の申請に係る援助	1 指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	(1) 厚労令29第10条	C
7 身分を証する書類の携行	1 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び障がい児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 また、証書や名札等には、事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	(1) 厚労令29第11条 (2) 障発0330第23通知第二の2（7）	C
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	1 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けているか。	(1) 厚労令29第12条第1項	C
	2 指定障害児相談支援事業者は、1の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。	(1) 厚労令29第12条第2項	C
	3 指定障害児相談支援事業者は、1及び2の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。	(1) 厚労令29第12条第3項	C
	4 指定障害児相談支援事業者は、2の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得ているか。	(1) 平24厚労令29第12条第4項	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
9 利用者負担額に係る管理	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。</p>	(1) 平24厚労令29第13条	C
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、8の1の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。</p>	(1) 厚労令29第14条第1項 (1) 厚労令29第14条第2項	C
11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針	<p>1 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>ア 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>イ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障がい児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障がい児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する障がい児による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び1に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p> <p>ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>イ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障がい児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p>	(1) 厚労令29第15条第1項第1号 (1) 厚労令29第15条第1項第2号 (1) 厚労令29第15条第2項第1号 (2) 厚労令29第15条第2項第2号	C C C C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>ウ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障がい児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>エ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障がい児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障がい児又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>オ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っているか。</p> <p>カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障がい児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>キ 相談支援専門員は、障がい児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障がい児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、区市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</p> <p>ク 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得ているか。</p> <p>ケ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障がい児等に交付しているか。</p>	<p>(3) 厚労令29第15条第2項第3号</p> <p>(4) 厚労令29第15条第2項第4号</p> <p>(5) 厚労令29第15条第2項第5号</p> <p>(6) 厚労令29第15条第2項第6号</p> <p>(7) 平24厚労令29第15条第2項第7号 (8) 障発0330第23通知第二の2(11)⑨</p> <p>(9) 厚労令29第15条第2項第8号</p> <p>(10) 厚労令29第15条第2項第9号</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
3	<p>コ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催（テレビ電話装置その他の情報機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする）等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	(11)厚労令29第15条第2項第10号	C
	<p>サ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障がい児又はその家族に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得ているか。</p>	(12)厚労令29第15条第2項第11号	C
	<p>シ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障がい児等及び担当者に交付しているか。</p>	(13)厚労令29第15条第2項第12号	C
	<p>指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針、1及び2に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p>		
	<p>ア 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障がい児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p>	(1)厚労令29第15条第3項第1号	C
	<p>イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障がい児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに障がい児の居宅を訪問し、障がい児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p>	(2)厚労令29第15条第3項第2号	C
	<p>ウ 障害児支援利用計画に変更があった場合、2のアからキまで及びコからシまでに準じて取り扱っているか。</p>	(3)厚労令29第15条第3項第3号	C
	<p>エ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障がい児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障がい児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p>	(4)厚労令29第15条第3項第4号	C
	<p>オ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障がい児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p>	(5)厚労令29第15条第3項第5号	B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
12 障がい児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	1 指定障害児相談支援事業者は、障がい児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障がい児等から申出があった場合には、当該障がい児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	(1) 厚労令29第16条	C
13 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	(1) 厚労令29第17条	B又はC
14 管理者の責務	1 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 2 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、平24厚労令29第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	(1) 厚労令29第18条第1項 (1) 厚労令29第18条第2項	B又はC C
15 運営規程	1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項※	(1) 厚労令29第19条	C
16 勤務体制の確保等	1 指定障害児相談支援事業者は、障がい児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	(1) 厚労令29第20条第1項 (2) 障発0330第23通知第二の2(16)①	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。 （ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。）	(1) 厚労令29第20条第2項	C
	3 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該指定障害児相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	(1) 厚労令29第20条第3項 (1) 障発0330第23通知第二の2(16)③	B 又は C
	4 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	(1) 厚労令29第20条第4項	
17 業務継続計画の策定等	1 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	(1) 厚労令29第20条の2第1項	B 又は C
	2 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。	(1) 厚労令29第20条の2第2項	B 又は C
	3 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	(1) 厚労令29第20条の2第3項	B 又は C
18 設備及び備品等	1 指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか（貸与を受けているものでも差し支えない）。 ① 専用の事務室又は明確に特定されている区画があるか。 ② 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。 ③ 必要な設備・備品等を確保しているか。（ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。）	(1) 平24厚労令29第21条 (2) 障発0330第23通知第二の2(17)	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
19 衛生管理等	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>(1) 厚労令29第22条第1項</p> <p>(1) 厚労令29第22条第2項</p> <p>(1) 厚労令29第22条第3項</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B又はC</p>
20 掲示等	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させているか。また、体制整備加算を算定している場合は、各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて掲示しているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、1に規定する重要事項の公表に努めているか。また、体制整備加算を算定している場合は、その加算に関する事項を公表しているか。</p>	<p>(1) 厚労令29第23条第1項及び第2項 (2) 障発0330第23通知第二の2(19)①</p> <p>(1) 厚労令29第23条第3項 (2) 障発第0330第23通知第二の2(19)②</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
21 秘密保持等	<p>1 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 厚労令29第24条第1項</p> <p>(1) 厚労令29第24条第2項</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
22 広告	<p>3 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障がい児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>1 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>(1)厚労令29第24条第3項</p> <p>(1)厚労令29第25条</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p>
23 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止	<p>1 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障がい児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障がい児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>(1)厚労令29第26条第1項</p> <p>(1)厚労令29第26条第2項</p> <p>(1)厚労令29第26条第3項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
24 苦情解決	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障がい児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又はその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>(1)厚労令29第27条第1項</p> <p>(1)厚労令29第27条第2項</p> <p>(1)厚労令29第27条第3項</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>4 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児童福祉法第57条の3の2第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>5 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障がい児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>6 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、3から5までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。</p> <p>7 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>(1)厚労令29第27条第4項</p> <p>(1)厚労令29第27条第5項</p> <p>(1)厚労令29第27条第6項</p> <p>(1)厚労令29第27条第7項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
25 事故発生時の対応	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、1の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>3 指定障害児相談支援事業者は、障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>(1)厚労令29第28条第1項</p> <p>(1)厚労令29第28条第2項</p> <p>(1)厚労令29第28条第3項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
26 虐待の防止	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生またはその発生を防止するため、次の措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(1)平24厚労令28第28条の2</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
27 会計の区分	<p>ウ ア、イの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>1 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	(1) 厚労令28第29条	C
28 記録の整備	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、障がい児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を当該指定障害児相談支援を提供した日（その完結の日）から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11の3のアに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに以下に掲げる事項を記載した相談支援台帳（障害児支援利用計画(案)、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリング結果の記録）</p> <p>ウ 13に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 24に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 25に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(1) 厚労令29第30条第1項</p> <p>(1) 厚労令29第30条第2項 (2) 障発0330第23通知第二の2(25)</p>	B 又は C
第4 届出等			
1 変更の届出	<p>1 指定障害児相談支援事業者は、児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項に掲げる事項（児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号まで、第11号及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出ているか。</p> <p>【指定障害児相談支援事業者が変更の届出を要する事項】</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、登記事項証明書又は条例等</p>	<p>(1) 児童福祉法第24条の32第1項</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則第25条の26の7第1項</p> <p>(3) 児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項</p>	B 又は C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
2 業務管理体制の整備	<p>④ 事業所の平面図</p> <p>⑤ 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 当該申請者に係る障害児相談支援給付費に関する事項</p> <p>⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>1 指定障害児相談支援事業者は、障がい児の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は児童福祉法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>① 指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定障害児相談支援事業者</p> <p>ア 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>② 指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定障害児相談支援事業者</p> <p>ア 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>③ 指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定障害児相談支援事業者</p> <p>ア 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>2 指定障害児相談支援事業者は、区市町村長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか（児童福祉法第24条の38第2項第1号、第3号に該当する場合を除く）。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>① 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>② 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p>	<p>(1) 児童福祉法第24条の30第3項</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の38第1項</p> <p>(3) 児童福祉法施行規則第25条の26の8</p> <p>(1) 児童福祉法第24条の38第2項</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則第25条の26の9</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
<p>第5 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 障害児相談支援費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費</p>	<p>③ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児相談支援事業者に限る。）</p> <p>④ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者に限る。）</p> <p>3 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>1 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p> <p>2 1の規定により、指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、以下の区分に掲げる方法で、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1)機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 もしくは、常勤専従の相談支援専門員を1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされている、あるいは、24時間の連絡体制が確保されているか（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び（Ⅲ）について同じ。）。</p>	<p>(1)児童福祉法第24条の38第3項</p> <p>児童福祉法第24条の2第2項</p> <p>(1)平24厚労告126の一 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）</p> <p>(1)平24厚労告126の二</p> <p>(1)平24厚労告126別表1の注1（1）</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>②24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>③基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。</p> <p>④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>⑤相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p> <p>ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(2)機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>②24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>③基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。</p> <p>④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>⑤相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p> <p>ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(3)機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p>		

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>②基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。</p> <p>③基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>④相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p> <p>ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(4)機能強化型障害児支援利用援助費（IV）</p> <p>ア 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち、1名以上が相談支援従業者現任研修を修了していること。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>②基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。</p> <p>③基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>④相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p> <p>ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(5)障害児支援利用援助費（I）</p> <p>指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(6)障害児支援利用援助費（II）</p> <p>取扱件数が40以上である場合に、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p>	<p>(1) 平24厚労告126別表1の注1 (2)</p> <p>(1) 平24厚労告126別表1の注1 (3)</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
(2) 継続障害児支援利用援助費	<p>2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、以下の区分に掲げる方法で、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(1)機能強化型継続型障害児支援利用援助費（Ⅰ）</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 もしくは、常勤専従の相談支援専門員を1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされている、あるいは、24時間の連絡体制が確保されているか（以下、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）及び（Ⅲ）について同じ）。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。 ①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。 ②24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ③基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 ④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑤相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p> <p>ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(2)機能強化型継続型障害児支援利用援助費（Ⅱ）</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。 ①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。 ②24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ③基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 ④基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑤相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p>	(1)平24厚労告126別表1の注2（1）	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(3)機能強化型継続型障害児支援利用援助費（Ⅲ）</p> <p>ア 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。</p> <p>②基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。</p> <p>③基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>④相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p> <p>ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(4)機能強化型継続型障害児支援利用援助費（Ⅳ）</p> <p>ア 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>イ 次の基準のいずれにも該当すること。</p> <p>①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。</p> <p>②基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。</p> <p>③基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>④相談支援専門員1人あたりの取扱件数が1月間において40未満であること。</p> <p>ウ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>(5)継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）</p> <p>取扱件数が40未満又は40以上である場合に、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p>	<p>(1) 平24厚労告126別表1の注2（2）</p>	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
(3) その他	<p>(6)継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）</p> <p>取扱件数が40以上である場合に、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>ア 指定障害児相談支援事業者が第3の11の2カ(第3の11の3ウにおいて準用する場合を含む)、ク、ケ若しくはコからシまで(第3の11の3ウにおいての準用する場合を含む)。または、第3の11の3イに定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助または、指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>イ 指定障害児相談支援事業者が、同一月に、同一の障がい児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合に、指定継続障害児支援利用援助に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>ウ 平成24年厚生労働省告示第233号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している障害児に対して、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>(1)平24厚労告126別表1の注2（3）</p> <p>(1)平24厚労告126別表1の注3</p> <p>(1)平24厚労告126別表1の注4</p> <p>(1)平24厚労告126別表1の注5</p>	
3 利用者負担上限額管理加算	<p>1 指定障害児相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>(1)平24厚労告126別表2の注</p> <p>(2)平24厚労令29第13条</p>	B 又は C
4 初回加算	<p>1 指定障害児相談支援事業所において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 新規に障害児支援利用計画を作成した場合</p> <p>イ 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において、障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合</p> <p>2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障がい児及びその家族に交付した日までの期間が3か月間を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3ヶ月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障がい児の居宅を訪問し、当該障がい児及びその家族に面接した場合に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>(1)平24厚労告126別表3の注1</p> <p>(1)平24厚労告126別表3の注2</p>	B 又は C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
5 主任相談支援専門員配置加算	1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該特定障害児支援事業所の従業者に対し、その資質向上のために研修を実施した場合に加算しているか。	(1) 平24厚労告126別表4の注	B 又は C
6 入院時情報連携加算	1 障害児通所支援を利用する障がい児が病院等に入院するに当たり、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供し、その内容を記録した場合に、当該障がい児1人につき1月に1回を限度として、次に掲げる区分に応じ、所定単位数を加算しているか。 (1) 入院時情報連携加算（Ⅰ） 当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供しているか。 (2) 入院時情報連携加算（Ⅱ） 当該病院等を訪問する以外の方法で、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況や生活環境等必要な情報を提供しているか。	(1) 平24厚労告126別表5の注 (2) 障発0330第16通知第四の6	B 又は C
7 退院・退所加算	1 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害者支援施設に入所していた障がい児、病院等に入院していた障がい児、刑事収容施設等や少年院、更生保護施設等に収容されていた若しくは保護観察所の宿泊施設等に宿泊していた障がい児が、退院・退所等をし、障害児通所支援を利用する場合に、当該施設の職員と面談を行い、当該障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合に、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として、所定単位数を算定しているか。 ※初回加算を算定する場合を除く。 ※情報提供を受けたことに関する記録（提供を受けた相手、面談日時・内容、障害児支援利用計画に反映されるべき内容等）を作成すること（障害児支援利用計画等で当該記録に関する内容が明確にされている場合、別途記録作成は不要）。	(1) 平24厚労告126別表6の注 (2) 障発0330第16通知第四の7	B 又は C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
8 保育・教育等移行支援加算	<p>1 障がい児が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ定められた単位数を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等を終了した日から起算して6月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から③までに定められた単位数を合算した単位数を加算しているか。</p> <p>① 障がい児が保育所、小学校等に通い、または通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活センターもしくは事業所の事業主等による支援を受けるにあたり、当該機関に対して障がい児の心身の状況等、必要な情報を提供し、当該機関における障がい児の支援内容の検討に協力する場合 100単位</p> <p>② 障がい児が保育所等に通い、または通常の事業所に新たに雇用されるにあたり、月に2回以上、当該障がい児の居宅を訪問し、当該障がい児及びその家族に面接する場合（障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く） 300単位</p> <p>③ 障がい児が保育所等に通い、または通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるにあたり、当該障がい児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等または障害者就業・生活相談センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く） 300単位</p>	(1) 平24厚労告126別表7の注	B 又は C
9 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>1 病院、企業、特別支援学校等の福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く）を提供する機関の職員等と面談を行い、障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>※初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く</p> <p>※情報提供を受けたことに関する記録（提供を受けた相手、面談日時・内容、障害児支援利用計画に反映されるべき内容等）を作成すること（障害児支援利用計画等で当該記録に関する内容が明確にされている場合、別途記録作成は不要）</p>	(1) 平24厚労告126別表8の注 (2) 障発0330第16通知第四の8	B 又は C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
10 集中支援加算	<p>1 指定障害児相談支援事業者が、次の①から③までのいずれかに該当する場合、障がい児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ300単位を算定しているか。</p> <p>①障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者または市町村等の求めに応じ、月に2回以上、障がい児の居宅を訪問し、当該障がい児及びその家族に面接する場合（障害児支援利用援助費または継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。）</p> <p>②サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（サービス利用支援費または継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）</p> <p>③障害福祉サービス等を提供する機関等（病院、企業、地方自治体等）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障がい児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費もしくは継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算（I）または退院・退所加算を算定する月を除く。）</p>	<p>(1) 平24厚労告126別表9の注 (2) 障発0330第16通知第四の9</p>	B 又は C
11 サービス担当者会議実施加算	<p>1 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を実施し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行い、その内容を記録した場合に、障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を算定しているか</p> <p>※サービス担当者会議の結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、当該加算は算定できない。</p>	<p>(1) 平24厚労告126別表10の注 (2) 障発0330第16通知第四の9(2)</p>	B 又は C
12 サービス提供時モニタリング加算	<p>1 障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が利用する障がい児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、その内容を記録した場合に、障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>※相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える数については、算定しない。</p> <p>※計画を作成する相談支援専門員が当該障がい児が利用する事業所等の業務を兼務している場合で、かつ、当該事業所のサービス提供場面のみを確認した場合は、算定できない。</p>	<p>(1) 平24厚労告126別表11の注 (2) 障発0330第16通知第四の10の(2)</p>	B 又は C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
13 行動障害支援体制加算	1 指定障害児相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市町村長に届け出た場合に、所定単位数を算定しているか。 また、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表しているか。	(1) 平24厚労告126別表12の注 (2) 障発0330第16通知第四の11	B 又は C
14 要医療児者支援体制加算	1 相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障がい児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等の特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市町村長に届け出た場合に、所定単位数を算定しているか。 また、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表しているか。	(1) 平24厚労告126別表13の注 (2) 障発0330第16通知第四の12	B 又は C
15 精神障害者支援体制加算	1 相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置し、配置している旨を公表しているとして市町村長に届け出た場合に、所定単位数を算定しているか。 また、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表しているか。	(1) 平24厚労告126別表14の注 (2) 障発0330第16通知第四の13	B 又は C
16 ピアサポート体制加算	1 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置しているか。 ①障がい者又は障がい者であったと都道府県又は市長村が認める者 ②管理者又は①の者と協働して支援を行う者 上記の者により、事業所の従業員に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われているか。 また、上記の者を配置していることを公表しているか。	(1) 平24厚労告126別表15の注	B 又は C
17 地域生活支援拠点等相談強化加算	1 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障がい児（要支援児）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該支援児が指定短期入所を利用していない場合は、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行い、その内容を記録した場合に、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	(1) 平24厚労告126別表16の注 (2) 障発0330第16通知第四の14	B 又は C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
18 地域体制強化共同 支援加算	1 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に対して、福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告し、その内容を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を算定しているか。	(1) 平24厚労告126別表17の注 (2) 障発0330第16通知第四の15	B 又は C